

令和7年2月19日

インフレスライド条項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（名古屋市工事請負契約約款第24条第6項等）を次のとおり運用します。

1 適用対象工事

「2」に定める基準日以降の工事期間が原則として2カ月以上ある工事

※ 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2 基準日

発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日（変更協議の請求日とすることを基本とします。）

3 請負代金額の変更額（スライド額）の考え方

スライド額は、残工事分にかかる変更前の請負代金額と、基準日の賃金等を基に積算した残工事分にかかる請負代金相当額の差額のうち、変更前の残工事額の1%に相当する金額を超える額とする。

4 その他

賃金水準の変更がされた時に、「1」に定める適用対象工事に該当する可能性のある工事を受注している方に対しては、インフレスライド条項について、本市から個別に説明をさせていただきます。

なお、請負代金額の変更にあたっては、スライド協議の請求が必要となります。